

第7節 遺産分割を巡るその他の判例法理 (最高裁判所判決)

1 いったん成立した遺産分割協議を合意解除することは有効

最高裁平成2年9月27日判決

共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではなく、上告人が主張する遺産分割協議の修正も、右のような共同相続人全員による遺産分割協議の合意解除と再分割協議を指すものと解されるから、原判決がこれを許されないものとして右主張自体を失当とした点は、法令の解釈を誤ったものといわざるを得ない。

いったん成立した遺産分割協議も、全相続人が合意すれば、解除でき、解除後、改めて遺産分割協議を成立させることはできます。

ただ、税務当局は、やり直し遺産分割協議で、不動産が移転した場合、それを売買契約、交換契約又は贈与と認定して、課税をする可能性がありますので、再度の遺産分割で不動産が移転する場合は、この点の注意が必要です。

なお、相続税基本通達 19 の 2 の 8 ただし書には、「当初の分割により共同相続人又は包括受遺者に分属した財産を分割のやり直しとして再配分した場合には、その再配分により取得した財産は、同項に規定する分割により取得したものとはならないのであるから留意する。」と規定されていますので、不動産以外の遺産についても、相続税の申告をした後の再分割は、税金面では否定されるものと思われます。

ただ、次の判例は、再度の遺産分割で不動産が移転した場合、それは「相続による不動産の取得」になるものと考え、不動産取得税は課さないものとしています。

ですから、税務当局も、この判例を尊重すれば、課税はできないように思えますが、その点の判例はないようです。